

墨田区女性福祉資金について

1 経緯

本事業は、昭和50年に東京都から特別区へ事業移管され、女性の経済的自立と生活意欲の助長を図り、もって女性の福祉の増進に寄与することを目的にその役割を担ってきた。

近年は、国による高等教育の修学支援新制度、大学院授業料後払い制度の創設のほか、東京都母子及び父子福祉資金、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度などの事業の充実によって、貸付件数は減少傾向にあり、直近5か年の貸付実績は4件（実人数2名）となっている。

これらの貸付申請の減少、代替事業の充実等を踏まえ、墨田区女性福祉資金はその役目を終えたものと考えられることから、令和6年度末で新規の貸付けを終了する。

2 直近5か年貸付実績

（貸付額単位：円）

資金種類	令和6年度 (1月末時点)		令和5年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学	0	0	0	0	1	1,270,000	1	635,000	1	635,000
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅	0	0	0	0	0	0	1	260,000	0	0
就学支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	1,270,000	2	895,000	1	635,000

3 廃止概要

墨田区女性福祉資金貸付条例を廃止する。

経過措置として、廃止前の条例の規定により、貸付けの申請をした者に係る資金の貸付け、貸付金の償還及び延滞利子については、廃止後もその効力を有するものとする。

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正により、墨田区女性福祉資金の貸付けに関する事務に係る規定を削除する。

4 廃止条例施行日

令和7年4月1日

5 他区の状況

令和6年12月現在、事業廃止済みが17区、運用停止中が1区（荒川）、事業廃止の検討段階が2区（北・世田谷）、事業継続予定が2区（板橋・練馬）である。

6 今後の対応

事業対象者については、国・都などによる代替事業の周知を引き続き丁寧に行っていく。